# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古平町は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

古平町長

#### 公表日

令和7年10月10日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務				
②事務の概要	古平町(以下「本町」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本町の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。」に基づき、作成されるものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎となるものであり、また、住民の届出を正確かつ統一的に行うことで住民の利便を増進するとともに、行政の効率化に資するという点で意義のあるものである。その整備・活用の為、転入・転出・転居・出生・死亡・世帯主変更等の異動届を受け付け、それをもとに証明等の発行を行う。さらに、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築・運用することでより正確な記録を行っている。本町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯主変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ③転入届等に基づき住民票の記載を行った際の転出元市町村に対する通知⑤本人等の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑤本人等の請求に基づ住民票のコードの変更 ②個人番号の通知、個人番号カードの交付及び当該事務を委任する機構への情報提供 ⑩個人番号の通知、個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード等を用いた本人確認 なお、③の「個人番号カード等を用いた本人確認 なお、③の「個人番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード等を用いた本人確認				
③システムの名称	(1)既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)統合宛名システム (4)中間サーバ (5)サービス検索・電子申請機能				
2. 特定個人情報ファイル	名				
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)転出証明情報ファイル (5)広域住民票ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・ 第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)・ 第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・ 第7条(住民票の記載等項)・ 第8条(住民票の記載等)・ 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・ 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・ 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・ 第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・ 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知・ 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・ 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)				

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携								
①実施の有無	[  実施す	<b>న</b> ]	1 2	<選択肢> )実施する )実施しない )未定				
・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠): なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)								
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署							
①部署	町民課戸籍年金	途係						
②所属長の役職名	課長							
6. 他の評価実施機関								
なし								
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止	請求						
請求先	古平町総務課	北海道古平郡古平	町大字浜町50番地	0135-48-9835				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関す	る問合せ						
連絡先	古平町総務課	北海道古平郡古平	可大字浜町50番地	0135-48-9835				
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ			1	]適用した			
適用した理由								

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		3年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書	]		3) 基礎項目評価	5書及び 5書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネ	ットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	С	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			Г	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移軌	(委託や情報	根提供ネットワー	-クシステム <b>を</b> ĭ	<b>重じた提供を除く。)</b>	Ε	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ 〇 ]接続しない(入手)	Ι	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人でのダブルチェックを行い、リスク対策を行っている。
9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

#### 変更箇所

変更箇層		1 = 0 = = 1			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年6月29日	誤字修正				
平成30年1月11日	部署長変更	所属長 民生課長 和泉 康子	所属長 民生課長 五十嵐 満美	事後	
平成30年8月29日	部署修正	民生課戸籍年金係	町民課町民生活係	事後	
	所属長修正	民生課長 五十嵐 満美	町民課長 五十嵐 満美	事後	
令和1年6月24日	新様式対応			事後	
令和3年6月15日	再評価			事後	
令和3年6月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月15日	Ⅱしきい値判断項目	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに よる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部 署 ①担当部署	町民課町民生活係	町民課戸籍年金係	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 請求先	古平町(総務課総務係) 古平郡古平町大字浜町4 0番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	古平町(総務課総務係) 古平郡古平町大字浜町4 0番地4 0135-42-2181	古平町総務課 北海道古平郡古平町大字浜町50 番地 0135-48-9835	事後	
令和7年10月3日	新様式対応、標準化・共通化・ ガバメントクラウド対応			事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) で入」という。) (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)団体内統合宛名サーバ (4)中間サーバ	(1)既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)統合宛名システム (4)中間サーバ (5)サービス検索・電子申請機能	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル (4)転出証明情報ファイル (5)広域住民票ファイル	事前	
令和7年10月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークに 4. 情報連携 ②法令上の根拠	53、 54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、	0、132、136、137、138、141、142、144、14 9、150、151、152、155、156、158、160、16	事前	
		I	1		l .